

国自旅第177号の2
令和5年10月1日

一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会会長 殿

物流・自動車局長
(公 印 省 略)

「一般貸切旅客自動車運送事業者の運賃・料金の届出及び
変更命令の処理要領について」等の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達しましたので、了知いただくとともに、傘下会員（地方実施機関）に対し周知をお願いいたします。

国自旅第177号
令和5年10月1日各地方運輸局長
沖繩総合事務局長 } 殿物流・自動車局長
(公印省略)「一般貸切旅客自動車運送事業者の運賃・料金の届出及び
変更命令の処理要領について」等の一部改正について

今般、「一般貸切旅客自動車運送事業者の運賃・料金の届出及び変更命令の処理要領について」（平成11年12月13日付け国自旅第129号）、「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）の許可期限の更新等の取扱いについて」（平成13年11月15日付け国自旅第107号）、「一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金の上限の認可に関する処理方針」（平成13年12月5日付け国自旅第116号）「一般乗合旅客自動車運送事業の実施運賃、協議運賃及び軽微運賃の届出並びに変更命令に関する処理要領」（平成13年12月5日付け国自旅第117号）、「一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度」（平成13年12月5日付け国自旅第118号）、「自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取扱いについて」（平成18年9月15日付け国自旅第144号）、「地域公共交通会議及び運営協議会に関する国土交通省としての考え方について」（平成18年9月15日付け国自旅第161号）、「一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）の許可等の取扱いについて」（平成18年9月25日付け国自旅第169号）、「訪問介護事業所等の指定を受けた一般乗用旅客自動車運送事業者（特定旅客自動車運送事業者を含む。）が遵守すべき運行管理業務について」（平成18年9月25日付け国自旅第171号）、「交通空白地有償運送の登録に関する処理方針について」（令和2年11月27日付け国自旅第316号）、「福祉有償運送の登録に関する処理方針について」（令和2年11月27日付け国自旅第317号）の一部を別添新旧対照表のとおり改正するので、事務処理上、遺漏なきよう取り計らわれない。

また、本件については、公益社団法人日本バス協会会長、一般社団法人全国個人タクシー協会会長、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長、及び一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長あて通知したので申し添える。